

大分県報

平成三十年
第三〇三二号
十一月二日

（金曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
大分都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………二

告示

大分県告示第六百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十年十一月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア クロスプラザ森町

2 届出者の氏名又は名称及び住所
J A三井リース建物株式会社
代表取締役 工 藤 真 樹

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役社長 保 崎 隆 行
変更後 代表取締役 工 藤 真 樹

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社あさひ

代表取締役 下 田 佳 史

大阪府大阪市都島区高倉町三丁目十一番四号

株式会社ビコムキタムラ

代表取締役 片 岡 之 彦

高知県高知市本町四丁目一番十六号

株式会社チヨダ

代表取締役 舟 橋 浩 司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マックハウス

代表取締役 白 土 孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

変更後 株式会社あさひ

代表取締役 下 田 佳 史

大阪府大阪市都島区高倉町三丁目十一番四号

株式会社ビコムキタムラ

代表取締役 片 岡 之 彦

高知県高知市本町四丁目一番十六号

株式会社チヨダ

代表取締役 舟 橋 浩 司

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

株式会社マックハウス

代表取締役 白 土 孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成三十年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社チヨダ 平成二十九年七月一日

二 届出年月日

平成三十年十月九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年十一月二日から平成三十一年三月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年三月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、大分都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、大分市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに掲載する。

平成三十年十一月二日

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 都市計画の変更に係る事項
 大分都市計画道路中三・二・五号生石下郡線ほか二路線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・二・五号 生石下郡線	大分市生石三丁目二番	大分市大字下郡字羽根山	終点の変更 延長の増 一部線形の変更 一部区域の変更
三・四・二八号 庄の原佐野線	大分市大字三芳字庄ノ原	大分市大字佐野字宮ノ下	延長の増 一部車線数の変更 一部幅員の変更 一部線形の変更 一部区域の変更 一部構造形式の変更
三・二・六七号 下郡中判田線	大分市大字下郡字尾西	大分市大字中判田字庵ノ原	一部区域の変更

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 平成三十年十二月七日 午前十時から

開催場所 大分市役所第二庁舎六階大研修室

四 縦覧期間

平成三十年十一月二日から

平成三十年十一月十六日まで

五 公述申出期限

平成三十年十一月十六日まで

六 都市計画の変更の案の縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

(「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の縦覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)